

質問第二一四号

防衛省・自衛隊の制服着用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年六月二十一日

水野素子

参議院議長 尾辻秀久 殿



防衛省・自衛隊の制服着用に関する質問主意書

一 防衛省・自衛隊関係者が制服を着用している場合、私用ではなく公用と推察されてしかるべきではないか。

二 特に国民の関心の高い靖国神社への参拝においては、私用であるなら制服の着用を避けるべきではないか。

右質問する。